

自転車保険に加入しましょう

代表的な自転車保険として自転車安全整備士による点検・整備を受け、賠償責任保険・傷害保険の付帯されているTSマーク保険があります。

TSマーク青

死亡・後遺障害
30万円
入院(15日以上)
1万円
個人賠償
1,000万円

TSマーク赤

死亡・後遺障害
100万円
入院(15日以上)
10万円
個人賠償
5,000万円

高額賠償事例について

自転車事故でも被害の大きさにより、数千万円の賠償金を支払わなくてはならない場合があります。

判決	賠償額	事故の概要
2013年 神戸地裁	9,500万円	小学校の児童が、自転車で坂を下っている際に女性と衝突。被害者は寝たきりの状態となった。
2008年 東京地裁	9,300万円	男子高校生が、車道を横断し対向車線の自転車の男性と衝突。被害者に後遺障害が残った。

自転車の安全な利用5則を守りましょう

子どもはヘルメットを着用

歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

安全ルールを守る

自転車は車道が原則、歩道は例外

車道は左側を通行

平成27年6月1日から道路交通法が改正されました

「危険行為を繰り返す自転車運転者に対する講習制度」がスタート

自転車の運転者が、3年間に2回以上危険行為で検挙された場合、自転車運転者講習(有料)の受講が命じられます。

講習制度の流れ



その他の危険行為

- 歩道通行時の通行方法違反
- 通行禁止違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 制動装置不良自転車運転
- 環状交差点安全進行義務違反など
- 交差点の安全進行義務違反など
- 遮断踏切立ち入り
- 交差点優先車妨害など



安全運転義務違反

スマートフォンや傘を使用しながら、運転してはいけない



酒酔い運転

振り返っていただき あなたの自転車の乗り方 安全ですか

近年、自転車の危険走行による交通事故の多発、自転車利用者の交通マナーの低下が問題となっています。また、最近では全国的に自転車事故の加害者側に高額な賠償を命ずる判決も出されており、社会問題化しています。

自転車事故の危険性を改めて認識し、市民総ぐるみで事故の防止を図っていくことが大切です。



条例で定められている関係者の責務

市民に自転車を安全かつ快適に利用していただくことを目指して、「行田市自転車安全利用促進条例」を制定しました。

行政(行田市)

市民や関係団体などと連携を図り、自転車の安全な利用に関する施策を総合的に推進します。

市民

自転車の安全な利用について理解を深め、安全利用の取り組みを自主的に行うよう努めるものとします。

自転車利用者

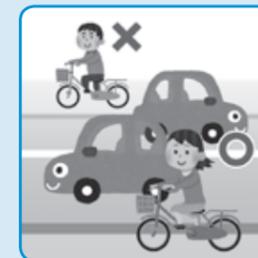
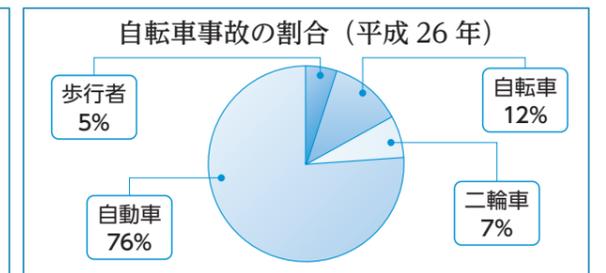
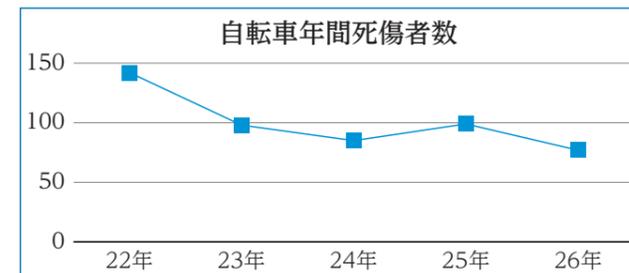
車両の運転者として責任を自覚し、道路交通法やその他の関係法令を守り自転車を安全に利用するものとします。また、自転車の交通事故防止に関する知識を習得するとともに、交通事故の損害賠償に対応するため、自転車損害保険などへの加入に努めるものとします。

自転車小売業者

顧客などに対し、自転車の安全な利用や点検・整備について適切な助言を行うとともに、自転車損害保険などへの加入促進に努めるものとします。

市内の自転車事故の実態

市内の自転車での年間死傷者は、平成24年85人、平成25年99人、平成26年77人と依然として高い水準で推移しています。



通行区分違反

自転車は車道の左側を通行する



歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)



指定場所一時不停止など



信号無視

自転車の「危険行為」
(14の危険行為)